



その1 災害補償課

消防団員が、公務上の傷病により休業補償の支給を受けていましたが、休業が長期にわたったことから、勤めていた会社を解雇されました。この場合、その後も休業補償の支給は行われるのでしょうか。



休業補償は、被災団員の公務上の災害による収入の損失を補てんすることを趣旨としているもので、災害補償制度では、休業補償の支給事由として、次の3つの要件を必要としています。すなわち、①公務による傷病の療養のため、②勤務その他の業務に従事することができず、③そのため給与その他の業務上の収入が得られない場合に、支給を行うこととしています。

この場合、②の「勤務その他の業務に従事することができず」の要件ですが、これは、本件の場合で言えば、被災団員が被災前に勤務していた会社の業務に従事することができない場合だけを言うのではなく、一般的に就労できない状態を言います。

したがって、被災前に勤務していた会社を退職することになり、その会社との雇用関係が消滅した場合であっても、現に引き続き医学的に就労できない身体状況にあると認められる場合については、継続して休業補償の支給対象となります。

また、今回のご質問の場合は、解雇されたという前提でしたが、この他にも休業補償の支給を受けていたときに会社が倒産し、雇用関係がなくなった場合なども同様の取扱いとなります。

なお、休業補償費内訳書（基金別記様式第5号）において、「医師等の証明」欄に「本人の職業に関連して療養のため休業しなければならなかったこと等についての」意見をいただく欄がありますが、退職後については、退職前の職業に関連してではなく、一般的に就労できない状態にあることについて証明していただくこととなります。